みしま中央地区地区計画 建築物の用途制限表

					(I	-		生	サ							
			(淳	E)	般 住		生活利	Í Ľ					【縦覧 全系		間】 :11月13日(木曜日)
						宅		便	ス					12 41	H / =	·11月13日(不曜日) ~令和7年11月27日(木曜日)
						A B		便施設	施設				_			
	田冷山口	お中の建筑物の田冷料四		第	第	第	第一		第	準	近	商	準	エ	I	
	用透地均	は内の建築物の用途制限 建てられる用途		一 種	二 種	種	二 種	-	=	住	隣		ェ		業	
		1		低	低	中高	中高	種	種	1±		業		業		
		」 建てられない用途 ■		層住	層住	層	層	住	住	居	商		業		専	備考
		条例により建築が制限されているもの		居	居	住居	住居			冶	業		*		用)佣 行
	\geq	地区計画で建てられない用途		専	専	専	専	居	居	地		地	地	地		
	*	地区計画で一部建築が可能な用途(備考欄確認)			用地	用地	用地	地	地		地				地	
					地 域	地 域	地域	域	域	域	域	域	域	域	域	
住	住宅							X								
住居系	兼用住宅			1	1	1		X								
糸	共同住宅、寄宿舎	、下宿						X								
	幼稚園、小学校、中	中学校、高等学校														
	大学、高等専門学校、専修学校等															
<i>/</i> >	図書館等															
公益施	神社、寺院、教会等															
施設	診療所															
	保育所等															
病院	病院															
• 学 校	本 1 + 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -															
	老人福祉センター、児童厚生施設等			1	1											
等	公衆浴場															
	巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物															
	自動車教習所							X	X							
店舗	店舗・飲食店等	2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定のもの			*	*									6	W TO A HURT II II
		2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定のもの				*									6	※用途制限あり
等	上記以外の店舗、						3	4	⑤	⑤				⑤	6	
事務所等						3	4									
集会場							3	4								
ホテル、旅館								X								
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場							\bigotimes	\boxtimes							
遊	カラオケボックス等								\mathbf{x}	⑤				⑤	(5)	
遊技施設・風	マージャン屋、ぱち	んこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等							\mathbf{x}	⑤				(5)		
	劇場、映画館、	客席の部分の床面積の合計が200㎡未満のもの														
	演芸場、観覧場	客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの														
風俗施	ナイトクラブ等									2						
施設	キャバレー、料理店等															
	個室付浴場業等															
複合	劇場、映画館、演芸	芸場、観覧場、ナイトクラブ、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票	\neg													
複合施設	券発売所、場外車券売場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの (劇場、映画館、演芸場、観覧場については客席部分の床面積)															
*	単独車庫(付属車)		\dashv			*	×	*	*							※2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1階以下かつ600㎡以下のもの	\dashv													のものは建築可能
	建築物付属	2階以下かつ3,000㎡以下のもの	\rightarrow					\vdash	\vdash							
	自動車車庫	2階以下のもの	-					\vdash	_							
	倉庫業を営む倉庫															
	高岸末で含む 高岸 畜舎						<u>(1)</u>	X								
	甲草 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具								\cap							
l_	ハン産、不産、豆腐 店等で作業場の床	6座、果土屋、洋服店、査座、建具座、目転車店、家庭電気器具 面積の合計が50㎡以下のもの			1	1	1									
工 場		作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの						X								
・倉庫等	自動車修理工場	作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの														
		作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの														
	作業場の床面積の合	」 計が50㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						X								
	作業場の床面積の合計が150㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場															
	作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場															
	危険性が大きいか	又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														
		量が非常に少ない施設					3	X								
	火薬類、石油類、	量が少ない施設														
	カス寺の市時物の	量がやや多い施設														
	, ,	量が多い施設														
卸売	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一		都	市計		区域内	りにお	らいて	は、	都市	計画法	夬定7	が必要	更	

注1)本表は建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。 注2)本市は「田園住居地域」の用途指定はありません。

①一定規模以下のものに限り建築可能

① 当該用途に供する部分が200㎡未満の場合に限り建築可能 ② 当該用途に供する部分が200㎡未満の場合に限り建築可能 ③ 当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能 ④ 当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能 ⑤ 当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能 ⑥物品販売店舗、飲食店が建築禁止